

寄附金申し込み手続きについて（ご案内）

この度は、藤沢市への寄附に関するお問い合わせをいただき誠にありがとうございます。寄附金の申し込み手続きにつきまして、次のとおりご案内させていただきます。

<インターネットでの手続き>

ふるさと納税ポータルサイト「さとふる」「ふるなび」「楽天ふるさと納税」「ふるさとチョイス」「セゾンのふるさと納税」「ANAのふるさと納税」「JRE MALLふるさと納税」「au PAY ふるさと納税」「アソビュー！ふるさと納税」「JAL ふるさと納税」「ローソンふるさと納税」「Yahoo!ふるさと納税」「Amazon ふるさと納税」「ふるさと応援納税」「KABU&ふるさと納税」「V ふるさと納税」「マルイふるさと納税」「まいふる by AEON CARD」「一休ふるさと納税」「Yahoo!トラベルふるさと納税」「ファミマふるさと納税」「東急ふるさとパレット」「ふるラボ」のポータルサイトで寄附が可能です。ご利用の流れはそれぞれのホームページをご覧ください。

<インターネット以外の手続き>

（１）寄附申込書に記入し、提出する

■各「寄附申込書」は、藤沢市ホームページからダウンロードすることができます。郵送で受取りをご希望の場合、ご連絡をお願いします。

□お礼品を希望されない方

「寄附申込書」（お礼品なし）に必要な事項をご記入ください。

□お礼品を希望される方（藤沢市外にお住まいの方）

「寄附申込書」（お礼品あり）に必要な事項をご記入ください。

お礼品は、上記ふるさと納税ポータルサイトをご覧ください。また、インターネット接続環境がない方へは、抜粋して印刷したものをお送りします。

- ◆ 記入ができました「寄附申込書」につきましては、郵送、Eメール、FAX又は持参により、藤沢市までご提出くださるようお願いいたします。
- ◆ 寄附金の使途として、藤沢市が設定している使い道を指定される場合は、指定する使い道を選んでください。使い道を指定していただいた場合には、それぞれの事業に寄附金を活用させていただきます。
- ◆ 使い道を特に指定されない場合は、一般寄附金として、藤沢市のまちづくり施策全般に活用させていただきます。

（２）寄附金を納付する

- ◆ 「寄附申込書」を提出していただいた後に、寄附金の納付をお願いすることになります。恐れ入りますが対応可能な金融機関が限られております。指定の金融機関（3ページ記載）をご確認ください。
- ◆ 寄附金の使い道を指定された場合には、藤沢市の各担当課から「納付書」を送付しますので、指定の金融機関で寄附金を納付してください。
- ◆ 寄附金の使い道を特に指定されない一般寄附金の場合には、藤沢市行政経営室から「納付書」を送付しますので、指定の金融機関で寄附金を納付してください。
- ◆ 「寄附申込書」の提出とともに、直接、寄附金をご持参いただくこともできます。その場合には、前もってご連絡くださるようお願いいたします。
- ◆ 納付の際に発行される「納付書兼領収書」は、寄附金控除の申告に必要になります。また、別途「寄附金受領証明書」が必要な場合、お手数ですがご連絡をお願いいたします。

<インターネットでの手続き、インターネット以外の手続き共通>

寄附金の税控除が受けられます

- ◆ 藤沢市に2,000円を超えて寄附をされた場合、「ふるさと納税制度」により、所得税の確定申告の際に寄附金控除の対象となります。
- ◆ 所得税については、寄附した年の所得税が還付又は控除されます。
- ◆ 住民税については、寄附した翌年度の住民税の税額が控除されます。
- ◆ 確定申告には、納付時に発行される「納付書兼領収書」、又は藤沢市が発行する「寄附金受領証明書」が必要です。
- ◆ 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の適用を受ける場合には、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」をご提出ください。

ご注意：寄附金の募集を装った詐欺行為にご注意ください

- ◆ 藤沢市への寄附金については、藤沢市を応援したいという皆様方の善意に基づき、寄附金をいただいております。藤沢市から寄附をお願いする訪問行為や、電話で寄附をお願いするようなことは一切ありませんので、こうしたことを装った詐欺行為には十分ご注意ください。

【藤沢市ふるさと納税に関する問い合わせ先】

窓 口 藤沢市役所本庁舎 5階 行政経営室

郵送先 〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

藤沢市 市長室 行政経営室 ふるさと納税担当

電 話 0466-50-3503 (直通) F A X 0466-50-7200 (行政経営室宛明記)

E-mail: fj-furusato@city.fujisawa.lg.jp

【各使い道に関する問い合わせ先】

愛の輪福祉基金	福祉総務課	(直通) 0466-50-8245
みどり基金	みどり保全課	(直通) 0466-50-8252
交通安全対策基金	防犯交通安全課	(直通) 0466-50-8250
平和基金	人権男女共同平和国際課	(直通) 0466-50-3501
文化振興基金	文化芸術課	(直通) 0466-23-2415
環境基金	環境総務課	(直通) 0466-50-3529
スポーツ振興基金	スポーツ推進課	(直通) 0466-50-8243
災害復興基金	防災政策課	(直通) 0466-50-8380
教育応援基金	教育総務課	(直通) 0466-50-3556
農水産業振興について	農業水産課	(直通) 0466-50-3532
公園新設について	公園課	(直通) 0466-50-3535
自転車通行空間について	道路整備課	(直通) 0466-50-3547
子どもの家整備について	青少年課	(直通) 0466-50-8251

＜インターネット以外の手続き＞

【藤沢市への寄附金を納付することができる金融機関】

お送りした寄附金の納付書により、下記の金融機関の本・支店で寄附金を納付することができます。

【銀行】

横浜銀行

静岡銀行

スルガ銀行

SBI 新生銀行

東京スター銀行

神奈川銀行

静岡中央銀行

きらぼし銀行

【信用金庫】

横浜信用金庫

かながわ信用金庫

湘南信用金庫

城南信用金庫

【その他】

中央労働金庫

さがみ農業協同組合

(注意)

※ゆうちょ銀行(郵便局)では、納付することができませんのでご注意ください。

※口座振込みは承っておりません。